

静岡市不良な生活環境を解消するための 支援及び措置に関する条例

静岡市では、家屋などにおける廃棄物等の堆積、不適切な動物の飼養や給餌、雑草の繁茂等により、周辺的生活環境に悪影響を与える不良な生活環境の解消を目指して、「静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を制定した。不良な生活環境を発生させている原因者が自ら解消することを原則としながら、原因者に寄り添う支援を関係部署が連携しながら進めていく。

1 条例制定の背景・経緯

本市では、家屋への物や廃棄物の堆積による悪臭の発生、不適切な動物への給餌によって発生する悪臭や騒音など、周辺的生活環境に悪影響を与える不良な生活環境について、市民の方から多くの相談が寄せられていました。

これまでも、これらの相談に対しては、発生している事象ごとに所管課が対応し、状況によっては関係する課同士で連絡を取り合いながら対応してきましたが、廃棄物の処理に關しては根拠となる法律や条例がないことから、強制的な措置の実施などの踏み込んだ対応ができず苦慮することもありました。

また、原因者によっては、再三の指導により一部の廃棄物の撤去に至った場合でも、再び物を集めて堆積してしまうなど、根本的な解決に至らないことも課題となっていました。

このような中で、令和3年10月に、不良な生活環境が発生している地元自治会から、同年11月に、自由民主党静岡市議会議員団から、不良な生活環境を解消するための条例の制定について要望書が提出されました。

これを受け、廃棄物、福祉、道路、建築、消防部局などの、庁内を横断する16課で構成するプロジェクトチームを設置し検討を積み重ね、条例案を作成しました。



静岡市環境局
廃棄物対策課主査

清水 萌

2 条例の内容・特徴

この条例案に対して、パブリックコメントを令和4年8月から1箇月間実施し、市民の皆さんの意見を聴取した上で、令和4年11月定例会に上程し、議決を経て、この度、令和5年4月1日に条例が施行されました。

まず、本条例では、「不良な生活環境」を「建築物等における物品等の堆積若しくは放置、当該建築物等の不良な管理、不適切な動物の飼養若しくは保管若しくは動物に対する不適切な給餌若しくは給水又は立木若しくは雑草の繁茂等により、当該建築物等の周辺における生活環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがある状態をいう」と定義しました。これらの不良な生活環境の解消を目指すために、本条例では、次の四つの基本方針を定めています。

①不良な生活環境は、原因者が自ら解消する

ことを原則とする。

② 不良な生活環境の発生の背景に、原因者の精神的又は身体的な状況、地域社会における孤立等の生活上の課題等があり得ることを踏まえ、福祉的な視点から、原因者に寄り添い、原因者が自ら当該不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。

③ 不良な生活環境を予防し、及び解消するための支援は、市、地域住民、関係機関等が協力して行うものとする。

④ 前3号に掲げる方針により不良な生活環境の解消のための支援を行ってもなお解消されない場合は、当該不良な生活環境の解消に必要な措置を講ずるものとする。

このように、まずは、不良な生活環境を発生させている原因者自らが不良な生活環境を解消することが原則です。

ただし、その不良な生活環境は、原因者の加齢・疾病などによる判断能力や身体機能の低下や、地域社会における孤立などの生活上の諸問題が要因となっているケースが多いことを踏まえ、本条例においては、福祉的な視点から、原因者に寄り添い、原因者が自ら不良な生活環境を解消するための支援を行うものとしています。

これらの支援を尽くしてもなお不良な生活環境が解消しない場合に、必要な措置を講ず

るものとしているため、本条例は、原因者に寄り添った支援に重点を置いていけると言えます。

また、本条例による措置は、「物品等の堆積若しくは放置」に限っており、「指導」、「勧告」、「命令」、「行政代執行」を規定しています。

これらの措置のうち、「命令」、「行政代執行」を行う際には、本条例で設置する市の附属機関となる「不良な生活環境解消推進審議会」に諮問を行い、答申を得た上で行うこととしています。

不適切な動物の飼養や動物に対する不適切な給餌、不適正な管理がされている空き家など、既に「動物愛護法」、「空き家特措法」などの関係法令があるものに関しては、関係法令に基づく措置を適切に行使用するとともに、関係機関との円滑な連携を確保し、総合的な解決を図るということ、市の責務として規定しています。

3 条例の運用にあたってのスキーム

本条例を適切に運用し、不良な生活環境を円滑に解消に導いていくために、本市では図表に掲げたスキーム図のような体制を取ることとしました。また、それぞれの段階を得意とする局が中心となり、庁内連携しながら条例を運用していくこととしています。

まず、生活環境上の様々な困りごとの受付

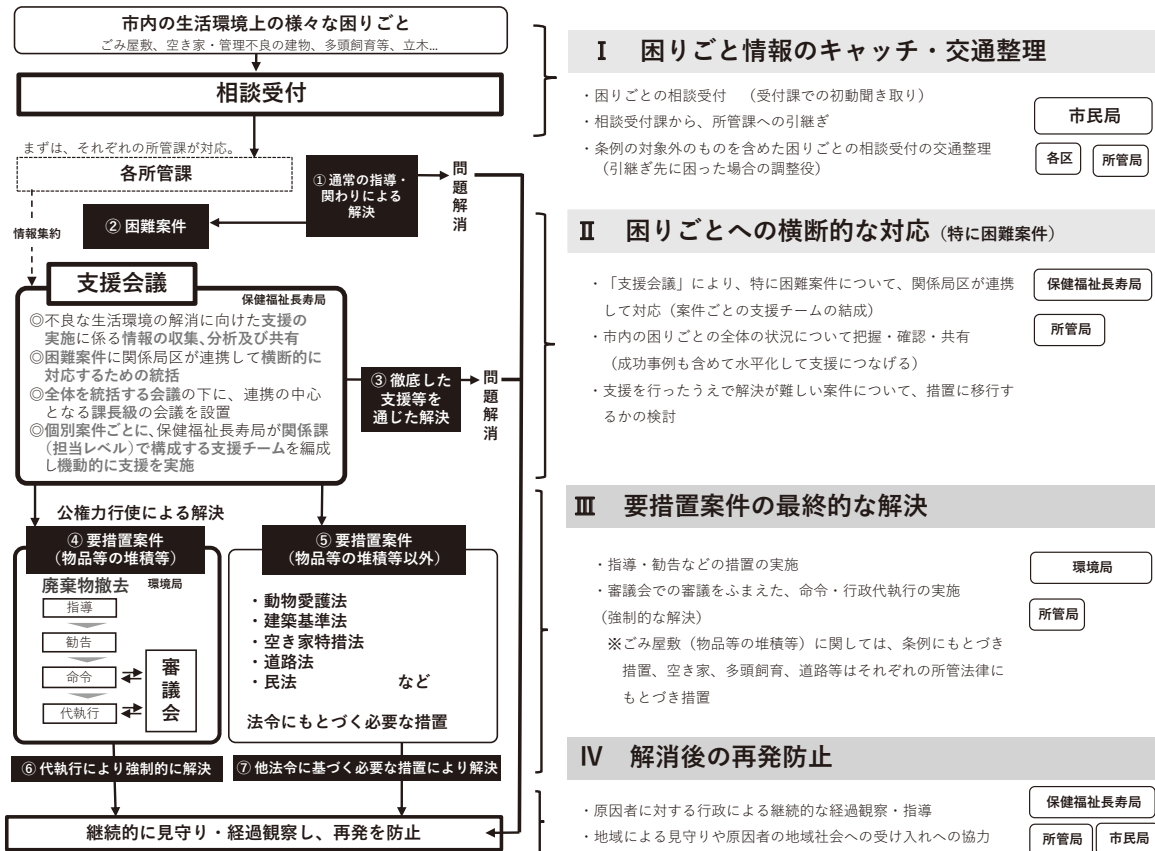
や相談を適切に所管課につなぐ段階を、「I 困りごと情報のキャッチ・交通整理」の段階とし、市民相談を所管する各区役所と市民局が交通整理役を担います。

次に、通常どおりの所管課の関わりでは解決が困難である案件に取り組み段階を、「II 困りごとへの横断的な対応」とし、原因者への福祉的な支援を中心に行うという観点の下、保健福祉長寿局が取りまとめ役を担い、支援の実施に係る情報の収集・分析、関係局区が連携して横断的に対応するための局長級の「支援会議」や、その下に位置付けられ連携の中心となる課長級の会議の運営、個別案件ごとの支援チームの編成などを行い、機動的に支援を実施します。

さらに、支援を行っても解消しない案件を、強制力のある措置により解消していく段階を、「III 要措置案件の最終的な解決」として、本条例に基づく措置に関しては、審議会に諮問した上で実施し、他法令に基づく措置については、それぞれの法令の所管局が実施します。

最後に、無事に不良な生活環境が解消した後の「IV 解消後の再発防止」として、原因者に対する行政による継続的な経過観察・指導を行うほか、地域による原因者の見守りや地域社会への受け入れへの協力などを、自治会との連携がある市民局が担います。

図表 スキーム図



環境局
条例の適正運用とPDCA

4 今後の課題、展望など

本条例は令和5年4月1日に施行されたため、現在は正に条例を活用した取組を始めたばかりです。

不良な生活環境の状態や、不良な生活環境を発生させてしまった原因者の事情は様々であるため、原因者に寄り添いながら、再発をさせないための根本的な解消を目指していきたいです。

また、本条例が適切かつ円滑に運用されるよう、条例の関係課による定期的な振り返りと、それを反映した改善を繰り返し、市内の不良な生活環境の解消を目指していきたいと考えています。